

# 回 覧

## 京極町持続化支援金(8月・9月分) 申請について

京極町では、緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が減少した事業者に対し、支援金を給付いたします。

### 給付対象者

以下の用件の全てを満たす法人又は個人事業主が給付対象となります。

- ・ 京極町内で裏面に記載する業種を主たる業種として営む事業者
- ・ 令和3年8月27日(金)時点で、京極町商工会の会員である事業者、又は事業を行うにあたり必要な許認可等を取得の上、事業を営んでいる中小企業者、さらに京極町内に事業所若しくは店舗を置く者
- ・ 緊急事態宣言に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、令和3年8月及び9月の各月それぞれの売上が、前年同月比で20%以上50%未満減少している者  
※白色申告(個人)については、前年又は前々年の年間売上の平均(年間売上/12)と比較する
- ・ 緊急事態宣言期間に関し、同じ対象月分の国の「月次支援金」及び緊急事態宣言の適用に伴う支援金を受給していない者

### 給付金額

- ① 法人の場合 20万円/月
- ② 個人事業主の場合 10万円/月

### 申請に必要な書類

- ① 申請書(申請者の印鑑が押印されているもの)
- ② 誓約書(申請者の印鑑が押印されているもの)
- ③ 営業の実態がわかる書類の写し  
(直近の税務申告書の写し(法人))  
(直近の確定申告書の写し(個人))
- ④ 対象月(2021年の8月及び9月)の売上高がわかる書類の写し
- ⑤ 基準月(2019年又は2020年の8月及び9月)の月別売上がわかる書類の写し  
(基準月を含む年の税務申告書添付の法人事業概況説明書などの写し(法人))  
(青色申告の場合は、基準月を含む年の所得税青色申告決算書の写し(個人))  
(白色申告の場合は、基準月を含む年の所得税白色申告決算書の写し(個人))
- ⑥ 通帳の写し
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

### 申請方法など

1. 受付期間  
令和3年12月30日(木)まで
2. 申請書の入手方法  
(1) 京極町公式ホームページよりダウンロード  
(URL) <http://www.town-kyogoku.jp/kurashi/corona/2027/>  
(2) 京極町商工会窓口  
(住所) 京極町字京極314番地
3. 申請書提出先  
京極町役場企画振興課 又は 京極町商工会

※裏面に続きます。

○給付対象業種

・給付対象者は、以下の小分類に当てはまる業種を主たる業種として営んでいる事業者です。

大分類	中分類	小分類
H運輸業、郵便業	43道路旅客運送業	432一般乗用旅客自動車運送業
I卸売業、小売業	52飲食料品卸売業	521農畜産物・水産物卸売業
		522食料・飲食卸売業
	58飲食料品小売業	581各種食料品小売業 582野菜・果実小売業 583食肉小売業 584鮮魚小売業 585酒小売業 586菓子・パン小売業 589その他の飲食料品小売業
	60その他の小売業	603医薬品・化粧品小売業 606書籍・文房具小売業
M宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業	751旅館、ホテル 752簡易宿所 753下宿業
	76飲食店	761食堂、レストラン 762専門料理店 763そば、うどん店 764すし店 765酒場、ビヤホール 767喫茶店 769その他の飲食店
N生活関連サービス業、娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	781洗濯業
		782理容業
783美容業		
	80娯楽業	804スポーツ施設提供業

(日本標準産業分類より)

問い合わせ先 京極町役場企画振興課 (電話) 0136-42-2111